

くの行爲に就て何等反省をせしは居ない。例へば新に入職する者に對し、組合に加入し、此は直ちに解雇処分すと威嚇したる事實を否認し、其の事實に於て自ら喧嘩を言ひ見分に「刃物を以て用ひたらしい喧嘩は出来ないので、四二さなかり、喧嘩事につては常に腫物^{シモ}とせられるが如き氣持で居るな」といふこととして彼は決して眞は反省して居る者ではない、尤より諸君は彼に何等の反省をせしめたいのか彼を断しつたる処分にするが會社及諸君の爲めか、或は社會より、彼を懲戒するべきが至當なる事を確く信じて此の決意はとすべし、改めざるは、諸君が日本無線會社に將來斯る不祥事の惹起せざるを確く信じて居るならば、小杉の辭任は最早一屯の情理を以て會社に交渉するべし、誠意は小杉一虎の爲めに蹂躪^シせんとしつゝある。

吾々は正に信ずる處を輿論に訴へ凡る有效なる戦術を以て充分な會社、及び其の便益を、其後と共す平和にまらうのだ。深き怒りを各で徹座に泣く泣く同志を以て、其の家族をほんとうに慰めるのだ!! オウ

要 求 事項

- 一 小杉職長ヲ解雇スルコト不可取シバ小杉職長ハ證書ヲ提出スルコト
- 一 小杉職長ヲ五ヶ之職長ノ職務ヲ辞任セシメ其後職長ニ何等ノ利用ヲ事業務ニ就カシメテ會社ニ於テ充分監督スルコト
- 一 労働組合ヲ公認シテ陽奉負制度ヲ設置シ會社ト後業負金付トノ密接ナル連絡ヲ新ルコト
- 一 作業開始前報告任票ヲ泐シ單價ヲ發表スルコト
- 一 收監者ノ月給金額ヲ支給シ出監後五ヶ之後業セシムルコト
- 一 後任職長ハ今田ノ事件ニ鑑ミ充分考慮シ最適任者ヲ就任セシムルコト

別表ノ通り收監者家族遺誼料ヲ支給スルコト

家族遺誼料

木村 百五十圓、豊田 百五十圓、近交 二百圓、計五百圓